

夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のふるさと納税返礼品開発等に取り組む事業者に対し交付する夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金（以下「補助金」という。）に関して、必要な事項を定めることとする。

(目的)

第2条 本市におけるふるさと納税を活用した地域資源のPR及び地域の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が疲弊するなか、事業者の事業継続や雇用維持を促進し、地場産業の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、本市のふるさと納税返礼品取扱事業者又は取扱事業者となる見込みのある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 夕張市暴力団排除条例（平成24年6月21日条例第12号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体等による同様の助成金等の交付を受けていないこと。
- (4) PL（生産物賠償責任）保険またはPL保険と同等程度の損害保険会社等の賠償責任保険に加入していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行うふるさと納税返礼品の開発等に係る事業のうち次に掲げる事業とする。

- (1) ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業（既存商品又はサービスの改良を含む。）
- (2) ふるさと納税返礼品の情報発信強化及び普及促進に係る事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者がこの要綱の施行日から令和4年3月31日までの間に行う補助対象事業に係る経費のうち別表に定める経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、人件費、食糧費及び市長が補助対象経費とすることが適当でないとするものについては、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、その添付を省略することができる。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 同意書（様式第4号）

(4) 誓約書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を適正に審査し、適当と認めるときは、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、次に定めるところによるものとする。

(1) 第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金変更交付申請書（様式第6号）に同条1号及び第2号に掲げる必要書類を添付し、市長の承認を受けること。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）により市長の承認を受けること。

2 前項の規定による承認については、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付決定変更通知書（様式第8号）又は夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、必要と認めるときは、交付決定者に対して概算払により補助金を交付できるものとする。

2 交付決定者は、前項の概算払により補助金の請求をしようとするときは、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日までに、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業収支決算書（様式第12号）

(2) 補助金により開発した返礼品。ただし、返礼品の提出が困難であるときは、返礼品の写真をもって代えることができる。

(4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金確定通知書（様式第13号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 第10条第2項の規定により概算払の請求をした交付決定者は、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金概算払精算報告書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第14条 第12条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の請求をしようとするときは、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、交付決定者に夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金返還通知書（様式第17号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第18条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分をしてはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の保管）

第19条 交付決定者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿及び証拠書類等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、前項の期間、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

第20条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費の内容
謝礼	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金
交通費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
印刷費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費
運搬費	原材料、資材、試作品等の送付に係る送料
委託料	調査研究、パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費
手数料	各種許認可の取得費、成分分析、検査費用、クラウドファンディングサイト等の利用料
原材料費	新商品開発のための試作に使用する原材料費
賃貸料	機器リース料等
機材購入費	新商品の開発に必要と認められる機材の購入に要する経費
その他	市長が必要と認める経費